

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第 60 号議案及び、議員から提出されました意見書第 1 号の 2 件を追加上程いたします。

本日の議事に入ります前に、去る 6 月 17 日に開催されました全国市議会議長会第 91 回定期総会において、永年勤続表彰を受けられました議員の皆さま方に対しまして、ただいまから表彰の伝達を行いたいと思いますので、その間、暫時休憩をいたします。

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第 1 第 55 号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 55 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

16 番 宮本議員

宮本議員／55 号議案ですね。

子ども教育部ということで、より一層、一体化を持った事業ができるのかと思います。

具体的に進んでいかんと思うんですが、今こども部は別の場所におるんですが、教育委員会のほうも文化学習館のほうにいるから別々でもいいだろうっていう考えもあるかと思うが、このこども部との合体については同一事務所でやるのかどうか、その辺をお聞きします。

議長／中野つながる部長

中野つながる部長／おはようございます。

今回の部設置条例の改正に伴いまして、子ども部が教育部にということで考えているところです。

具体的に事務の取り扱いはどうなるのか。

現在、条例を審議して正式に教育委員会との協議はこれからになりますが、事務的なすすめとしては事務の執行のあり方について現在説明を最終的にしているところ。

基本的な視点として、調査に見られる住民の方、不便がないように権限の持ち方や、場所の問題など、2つの方向から、現在検討していて、具体的にこうなりますというのは、現段階では申し述べられない状況です。

以上、ご理解いただければと思います。

以上です。

議長／ほかに質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

質疑をとどめます。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第2 第57号議案 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

第57号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第3 第58号議案 平成27年度武雄市一般会計補正予算(第1回)を議題といたします。

第58号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

牟田議員より、質疑の通告がありますので発言を許可します。

20番 牟田議員

牟田議員／10款3項武雄北中学校の大規模改修工事、全額減額になっている。

当初予算でこれがついていた。

そういう中で私が記憶している中で、当初予算に学校建設計画であって、翌6月に全部減額されるのは初めてです。

こういうことが過去にあったのか、これが1点目。

2点目、同じところですが、減額がずっとでている中で、学校というのはきちんと学校建設計画でタイムテーブルでていますよね。

いつ、何をして、どうするとか。

その部分で今回の減額がずっとあっている中、川登中学校の工事が同額に近いぐらい、でています。

私前、建設計画のタイムテーブルを全部見させてもらいました。

減額になったら通常これが、そのまま減額になって、新しいのが出てこないのが通常ですが、これが出ている。

そのところはどうしても関係者は納得いかないの、納得のいく予算説明をしていただきたい。

これをお伺いしたいと思います。

議長／溝上教育部長

溝上教育部長／おはようございます。

まず、ご質問の1点目ですけど、これまで前年度との施設計画については国のほうに要望を出します。

これまでは補助金が採択があがったというのは初めてのことでして、私どもも戸惑っています。

そういうことでまったく初めてのことです。

それとあと2点目ですが今回補助金がつかなかったのは、今年度については特に全国的な学校施設の要望が多くて、国のほうで優先で採択優先要綱というのを設けて、その中でまず耐震化の工事、及び、大規模改装が1番目。

2番目については、これまで行ってきた分のニチメイの工事。

3点目といたしまして、小中学校の統合等にもないます、新築増築工事。

4点目、障がい者耐用工事、ということで優先順位をつけています。

そういうことで北中学校の給食室については採択もれとなっておりまして、今回六角が追加しました川登中学校のこれは特別棟の耐震工事ですので、今回国のほうからそれは採択を受けました。

ということで追加で6月に出しているし、あわせて北方中の学校のエレベーターも障がい者対応ということで、採択があったので追加で出しているところです。

以上です。

議長／20番 牟田議員

牟田議員／今説明受けましたが、その川登中学校、北方中学校も出していたと。

出していたら当然同じような同率で当初予算ぬらないといけなですよ。

今回、出ていない、当初予算がでてない。

それが出てきたところで異議を感じるわけです。

片方はとらなかったから減額、でもだしていました。

今の説明では、その川登、そして北方のほうも出していました。

この違いはなんなのか。

先ほどいいました、順番ということですが、当然出ていないといけないのがでてないという説明。

これも私自身もおかしいと思うし、今、さっき給食室という言葉が使われました。

これは、予算的には、当初予算の説明では、大規模改修、給食室ということですが、給食室の分がついていないということでしょうか。

大規模改修の部分もつかなかった、そして給食室もつかなかった。

今さっきは給食室がなかったとのことでしたが、その2点お願いします。

議長／溝上教育部長

溝上教育部長／まず1点目ですけれども、こういう施設整備については、数カ年分、国のほうに要求しておりまして、うちのほうで当初予算であげていたのは、特にこれを先に重点的に行いたいということで、北中の給食室をあげていました。

先ほど、議員さんからありました、北中学校校舎大規模改造。

今回減額しているのは、工事の設計委託料です。

北中学校は、給食室が、鉄筋校舎の中にあります。

市内であそこだけでありまして、給食室については、ドライ式に変えてほしいということで、国のほうから言われていますので、まず給食室を校舎から出して、その後、耐震と大規模改修を行うということで、給食室をまず改築しないと、工事に支障があるということで、給食室を1年目、それと校舎管理棟、これを4カ年計画で、あわせて5カ年計画とする予定でした。

そういうことで今回の工事費については、給食室の工事費あわせて前年度に通常行います、工事の設計委託についても、あわせて1年間先送りをさせていただきたいということで、今回お願いしているところでございます。

議長／20番 牟田議員

牟田議員／給食室の設計委託、きちんとしてください。

給食室の設計委託料がつかなかったのか、それとも、本体のほうがつかなかったのか。

本来ならば、本体のほうで、先ほど説明されました、それを動かさないと、ということですが、本体のほうが通らなかったという説明に聞こえる。

耐震が先か、なんとかという説明がありました、優先順位が。

給食室はどれにあたるのか。

そのところを、きちんとして説明していただきたい。

それと、ずっと順番が下だったということで言われたエレベータと、もう一つのところ、これは通りましたと。

やっぱりそこは納得がいかない。

われわれも、計画でやったとき、当初予算でついたということは、もちろん保護者、地域、きちんとして説明している。

そういう中で、われわれの説明責任があるので、納得いくような説明をしていただかないと、やっぱり、当初予算、2カ月前ですよ、極端に言えば、議決したときですから。

で、これにかわる、納得がいかない。

きちんとなるような説明をお願いします。

さっきの説明では納得できません。

議長／溝上教育部長

溝上教育部長／まず、先ほどの武雄北中学校の整備計画についてご報告申し上げます。

先ほど言いましたように、武雄北中学校は、給食室を校舎が出して、改築の工事を1年目に行って、そのあと4年間かけて、耐震及び大規模改造をする予定で、5カ年計画にしている。

給食室の設計については昨年度の予算で頂いて、ちゃんと設計を終わっております。

そういうことで今年度は工事のほうをする予定でした。

しかし、その工事費がつきませんでした。

そして北中学校については、今年給食室、当初予定では、来年度、校舎の耐震工事にかかる予定でしたので、今回はこの北中学校の、大規模改造及び耐震工事についてはまず申請はしておりません。

予定で、28年度の事業にしていますので、27年度につきましては、北中学校の校舎の耐震については、要望しておりません。

ですから、5カ年計画の、その前段の給食室が延びたので、1年間先送りをお願いしたいということで、施設改善については、補助金の活用を図りたいと思いますので、よろしくご理解をお願いします。

議長／12番 古川議員

古川議員／今、5カ年計画と言われましたが、5カ年間の終わりというのは、いつなんですか。

議長／溝上教育部長

溝上教育部長／5カ年計画と申し上げましたけれども、当初予定では、27年度に給食室、それから、あそこは校舎が北と南と、管理棟、3棟あります。

その分の大規模改造と耐震については、夏休み工事を中心に、4カ年かけてする、そもそも予定で、平成31年度では終わる予定でした。

それで、今回1年間先送りをさせていただいて、平成32年度には、だいたい合併特例債の範囲内で終わりたいと考えております。

議長／16番 宮本議員

宮本議員／(6)ページの、ふるさと納税に対する…。

議長／6 番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／学校の耐震化は全国でも最優先事項で、全国的に 100%まではいってませんが、ただ、佐賀新聞でしたか、佐賀県内の耐震化状況ということで、発表もされました。各町あたりは、100%ほとんど、耐震化完了ということで発表されてますが、武雄市は 95%程度までしか耐震化がすんでませんものですから。

ただ、最優先事項として、国の耐震化については、算定を確実にやってる状況です。

そしたら、来年度は確実に予算が確保されるのか、その辺を確認お願いします。

議長／溝上教育部長

溝上教育部長／まず、1 点目と申しますか、耐震化ができていない部分についてご説明を申し上げたいと思います。

新聞報道等ありましたが、武雄市内では 6 棟の建物がまだ耐震化できていない。

その 6 棟の建物のなかで、今年度行います武雄中学校の屋内運動場、それと川登中学校の今回お願いしております、技術棟。

それと、北方小学校、これは当初予算でそして現在も取りかかりはじめてますけど、管理棟、この 3 棟については、今年度の工事で改修します。

あと残りですが、北方小学校の教室棟、それと武雄北中の教室棟の南、北、その 2 棟ですね。

ですから学校でいうと、北方小学校と、武雄北中の校舎が残ることになります。

あと補助金については、絶対とれるかという、今回は、給食室でありましたので、そこまでは、私のほうから、申し上げることができませんが、最大限、北中につきましては給食室のあとに、耐震化があるということでしっかり補助金の獲得について頑張っていきたいと思います。

議長／6 番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／1 点確認ですが、給食室を移転しなければ、耐震化ができないということで、確認させていただいていいですか。

その 1 点だけ。

議長／溝上教育部長

溝上教育部長／武雄北中の給食室につきましては、ウェット式ということで、この方式で

すと、これまでノロウイルスとか、**O157**が発生しやすいということで、今後給食室をするとき、ドライ式にしないということで、いま市内の給食室はすべてドライ式に変えております。

ということで、まず最初、校舎にある給食室で、ドライ式に変えた場合ということで検討いたしましたが、どうしても面積が広がりますので、1つ教室を潰さないといけない。ですから学校の運営上支障がありますので、ほかの学校と同じようにほかのところに別棟建てで、改築をしたい、そうしないと耐震計画とか改造計画に影響がありますので、まず給食室を先にしたいということで考えております。

議長／6番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／1点確認。

どちらが優先といいますか、耐震化という部分で、予算確保という努力をされて、何と言いますか、やっぱり、大規模改修が最優先ということで、目的は耐震化ですから。

目的は給食室のまずは、移転してからでなく、目的は耐震化ですから、その中において、予算が削減というか、減額されたではないけど、予算が削られたということの原因は、要するに先ほど言われた、給食室の部分に関して、優先順位が次の優先順位から落ちたということですか、もしそういう状況なら、われわれも国のほうに予算の確保を、陳情というか、申請をできる範囲で、われわれも行っていきたいと思っているのでもう一度その辺のご説明をお願いいたします。

議長／溝上教育部長

溝上教育部長／補助金の採択で、耐震化は1番ですので、耐震化の工事を出したら、補助金は採択を受けます。

ただし、給食室については、そういう条件で今回給食室で条件的に不利なのは、財政指数が0.33以下の市町村については認めますということでしたが、うちのほうはそれ以上の財政力が必要でしたので今回採択を受けられませんでした。

先ほど言いましたようにうちのほうはあとで一番大事な、耐震工事がありますので、今後はいろんなところをつうじて、補助金の獲得について、進めていきたいと思っています。

議長／12番 古川議員

古川議員／納得しかねるんですが、武雄北中学校が通らなくて、川登中学校が通ったというのは、納得できんですが、どうしようもないのか。

耐震化を来年からやって、北中の大規模改造をして、寿命、何年延びるんですか。

大規模改修するんでしょ、耐震で。
建物の寿命というのは、何年延びるのですか。

議長／溝上教育部長

溝上教育部長／耐震化だけだと、寿命、耐震力をつけるということでありまして、今回申し上げますと、市内の耐震化の優先度調査というのを平成 19 年に行い、その中で、耐震度、あるいは耐力度、コンクリートの劣化など、ひび割れ等、専門の設計事務所をお願いいたしまして、その時点ですべて終わっています、武雄中学校、武雄小学校含めて、緊急度に応じて、優先順位をつけて行っています。
その中で、大規模改造、耐震をしたからといって、何年延びるかということ、ちょっと、そこまでは、何年というのはわかりかねます。

議長／議事進行で質問は…。20 番 牟田議員

牟田議員／議長さんに確認してほしいですが、私の説明のときに、中学校のときは、北中は優先順位は、耐震からずっとということで、説明されました。
同じ川登中学校も耐震耐震と。
先ほどの説明は、給食室ということで説明されました。
私の時の説明と給食室が原因とは全く違うことなので、議長さんに確認していただきたい。

議長／ただいまの議事進行につきましては、のちほど確認してご報告させていただきます。
ほかに質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 4 第 59 号議案 平成 27 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第 2 回)を議題といたします。

第 59 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は、産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第 5 第 60 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者から説明を求めます。

平川くらし部長

平川くらし部長／おはようございます。

第 60 号議案、専決処分の承認についてご説明申し上げます。

議案書その 2、1 ページ、2 ページ、ならびに別紙のほうをご覧くださいます。

本議案につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により去る 5 月 20 日づけで、別紙のとおり、平成 27 年度武雄市特別会計補正予算(第 1 回)について、専決処分をいたしましたので、法の規定に基づきまして、議会にご報告をし、ご承認をお願いするものです。補正予算書の最後のページの(4)ページをご覧くださいと思います。

まず歳出におきまして、まず 13 款を設け、前年度繰り上げ充用金の追加をしています。

これについては、平成 26 年度におきまして、約 7 億 6625 万 5874 円の歳入不足がありましたので、平成 27 年度からの繰り上げ充用金で、その不足額を補填する必要が生じたため、専決処分により、補正処分を行いました。

平成 26 年度の国保財政の収支ですが、まず歳入におきまして、一般会計から法定外の繰り入れを 1 億円行いましたが、国保税の調整額が減となったこと、歳出においては、一般の給付費、後期高齢者支援金介護納付金が前年度に引き続き増加したことから、単年度収支は 1 億 1958 万円の収支不足となっています。

その結果、累積で 7 億 6625 万 5874 円の赤字となったところです。

今回の繰り上げ事業をまかなう事業は別紙の前のページにあります、(3)ページに書かれておりますとおり、国庫支出金と県支出金を計上してます。

今回の補正の概要を申し上げましたが、武雄市の国民健康保険の財政は厳しい状態。

引き続き、保険税の収納率向上、特定健診の受診率向上などにより、国保財政の健全化の取り組みを進めていく所存です。

議員の皆様方のご理解をお願い申し上げまして、第 60 号議案の補足説明といたします。

ご承認いただきますようよろしく申し上げます。

議長／第 60 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論をとどめます。

これより第 60 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

> 異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 60 号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 報告第 5 号 平成 26 年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 5 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものであり、この程度にとどめたいと思います。

日程第 7 報告第 6 号 平成 26 年度武雄市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 6 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 8 報告第 7 号 平成 26 年度武雄市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 7 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 9 報告第 8 号 平成 26 年度武雄市競輪事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 8 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 10 報告第 9 号 平成 26 年度武雄市土地開発公社事業報告についてを議題といたします。

報告第 9 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 11 報告第 10 号 平成 26 年度一般財団法人武雄市体育協会事業報告についてを議題といたします。

報告第 10 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 12 報告第 11 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第 11 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 13 意見書第 1 号 安全保障法制の慎重審議を求める意見書を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

23 番 江原議員

江原議員／意見書第 1 号につきまして、安全保障方正の慎重審議を求める意見書を提出いたします。

内容につきまして、提出者として意見書案を読み上げて提案にかえさせていただきます。

安全保障方正の慎重審議を求める意見書案。

政府は、集団的自衛権の行使を容認する内容を含んだ安全保障関連法案を提出した。

戦後 70 年間、平和憲法のもと我が国が貫いてきた海外での武力行使を行わないという原則を大きく転換しようとしているにもかかわらず、国民への丁寧な説明や国会での徹底審議を避け、結論ありきで法改正を強行しようとする政府の姿勢は容認できません。

集団的自衛権の行使を認める「新 3 要件」には歯止めがなく、我が国に直接武力攻撃がなくても、自衛隊による海外での武力行使を可能にします。

新 3 要件は便宜的・意図的であり、立憲主義に反した解釈変更です。

政府が集団的自衛権を行使して対応しなければならない

とする事例は、蓋然性や切迫性に疑義があり、集団的自衛権の必要性が認められません。

したがって、専守防衛に徹する観点から、安倍政権が進める集団的自衛権は容認できません。

この国会の論議を通じて「今の国会にこだわらず、時間をかけて審議すべきだ」「撤回し廃案にすべきだ」という声が8割を超えている。

6月4日に開かれた衆議院憲法審査会では、参考人3人の憲法学者全員が、国会で論議されている「安全保障法制は違憲である」と指摘した。

よって、今国会で、強行採決などせず、慎重な審議をするよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

関係各位への提出先を書き留めております。

以上でございます。

どうぞ議員の皆さんのご賛同よろしくお願い申し上げます。

議長／意見書第1号に対する質疑を開始いたします。

10番 上田議員

上田議員／2点、ちょっとお伺いします。

蓋然性や切迫性に疑義があり、ということでおっしゃいましたけれども、今日本が置かれている、その近隣諸外国の軍備費の、軍備費といいますか、国防費といいますか、そこら辺の推移をどのように把握されているのかを、まず1点目お伺いしたいのと、2点目に、10段よりやや下ですね、この国会の論議を通じて「今の国会にこだわらず、時間をかけて審議すべきだ」「撤回し廃案にすべきだ」という声が8割を超えている。

この8割というのは、なんの8割を差すのかを、ご説明をお願いしたいと思います。

議長／23番 江原議員

江原議員／2点ありますが、1点目の外国の軍事費についてお尋ねですが、私、資料を持っていませんので、あとだって報告したいと思います。

2点目の8割を超えているにつきましては各世論調査をされております、マスコミ関係の資料やテレビ放映も含めまして、慎重審議を求める人が約6割、廃案ないし、撤回というのが2割、あわせて8割というのが、共通したマスコミの世論調査ではないかとそういう形で提案をしております。

議長／10番 上田議員

上田議員／マスコミの世論調査の8割ということですか。

私が感じているのは、マスコミが基本反対をする、反対という意見しか取り上げないような気がしています。

これ、私はいつも見ているんですけど、そのマスコミの報道から8割というのはそのちょっと根拠としてはちょっと乏しいような気がするんですけど、もうちょっと具体的な説明をお願いしたいと思うんですけど。

8割というのがここに明確にあるわけですから、それと軍備費は近隣諸外国、どんどんどんどん右肩上がりで予算措置されているわけですけど、そういう状況を踏まえても、蓋然性や切迫性に疑義があるということで認識していいんでしょうか。

議長／23 番 江原議員

江原議員／外国の軍事費の件をお尋ねですけれども、直接この意見書とあわせて、私がここで申し上げるわけですが、それとは別に今の政府のこの安保法制の提案に対して国民世論と、そして提案されている中身について慎重審議を求めるという趣旨でこの意見書を提案させていただいておりますので、ご理解をいただければと。

議長／10 番 上田議員

上田議員／いや、主旨はわかるんですよ、意見書の趣旨はわかります。

意見書の主旨はわかるんですけど、そういう今、先ほどから申し上げているようなことですね、ここに文章として掲載をされていますので、その文書の裏付けとなるものを委員会でしますけど、私もなかなか直接聞きにくい立場でもありますので、ここでちょっと確認をさせていただきたいなと思いましたので、よろしくお願いします。

ちょっと8割の回答をぜひ明確な部分でお願いしたいと思います。

議長／23 番 江原議員

江原議員／お互い、委員会一緒でございますので、全議員さんも含めましてマスコミの世論調査につきましては資料をお届けしたいと思います。

議長／16 番 宮本議員

宮本議員／慎重審議を求める意見書ということで私も慎重にするか、憲法改正したほうがいいんじゃないかなというように思うんですけども、

この趣旨が優先で、ここのみんなが同調できん部分というのは変更しても、提出者としては異議はないような感じに考えておられますか。

議長／23 番 江原議員

江原議員／最後のところが、ちょっと宮本議員。

議長／16 番 宮本議員

宮本議員／趣旨はいいなと思うんですけども、文言にこだわられるのか、こだわられていないのか、趣旨が優先なのか、文言が優先なのかというのをちょっとお尋ねしているわけです。

議長／23 番 江原議員

江原議員／結論として、今、上田議員のほうから質疑が出ました、この文章の文言につきまして、質問も出ました。

文言とあわせまして、その中にここにも書いてありますように、私の提出者、私と池田議員と、両名で提案しているわけですが、中身につきましては、今の安保法制については反対の立場で提案をしているわけですが、今の多くの国民の皆さんたちが先ほども、ここに文言にも書いておりますように、時間をかけて、今国会にこだわらず、慎重審議、その中には撤回や廃案も含まれてるわけですが、

そうした国民の、政府が言う、丁寧な説明をする以上は強行採決などせずに、本当に国民が、今の日本の憲法のもと、どういう自衛権、個別的自衛権も含めまして、法に必要なのかと、そういう議論を十分慎重にするべきだということも含めて、8割を超えているということですので、そうした国民の思いによって、法案がつくられていくと。

国民の思いに寄り添った法案になるように求めている趣旨でございますので、結論として、宮本議員、おっしゃっているように、結論として、慎重審議を求めると。

その趣旨は、私は、全ての議会の皆さんのご理解を得るものと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

議長／ほかに、質疑ありませんか。

20 番 牟田議員

牟田議員／お伺いします、この文章の中に守防衛に徹する観点から、とあります。

ちょうど真ん中のほう専守防衛は認めるということすか、この文章で見ると。

専守防衛は認めます、でもこの集団的自衛権は認めませんと解釈すればいいのか。

専守防衛を徹する観点からということで書いてあるので、専守防衛を、こちらで、きちんとここで、議会の皆さん、各党の皆さんが認めたというふうに受け取っていいのか、これが1点目。

2点目、先ほど上田議員がおっしゃったように、政府が集団的自衛権にこうした対応をしなければならないとする事例、これは、どういう緊急性があるかどうか分からないということですね、例えば尖閣で何かある、竹島で何かある、これは、切迫した理由にならないのか。

それに、疑義がありますと。

あまり、やや過ぎて個人的なことを言うのは、タブーですが、切迫はしていると思います。その2点、先ほどのアンケート、NHKのアンケート調査では、先ほど、マスコミのアンケート調査と言われましたが、NHKのアンケート調査では、4月は賛成するが26%、反対するが28%、まだ決めてない、わからないが50%、60%なんですね。

5月のNHKアンケート調査では、賛成するが、多くなり、反対するが少くなり、わからないも少なくなっている。

そういう中で、それと先ほど言われた、マスコミ等々、われわれ選挙でよくやるんですが、NHKのほうが一番信頼できるというふうな、これはどうか分からないんですけども、そういう中で、そういうアンケート結果が出てるんですが、それを踏まえた上で、8割という言葉が使われているのか、以上報告お伺いします。

議長／23番 江原議員

江原議員／専守防衛とは、これまで、戦後70年間、憲法のもとで、憲法第9条、1項、2項に基づいて、進められてきました。

そういう中で、この、専守防衛に徹するというのは、いわゆる憲法の範囲内だという形で、いわゆる、すれすれですよ。

そういうもとで、敵が、外国から攻められたときに、いわゆる自衛権というのは、国際的にも認めているわけですけども、範囲内での法律のすれすれのところで、専守防衛という言葉が生み出されてきました。

国会論戦のもとで、そういう意味では、2003年に小泉内閣のときに、イラクに派兵をするときに、私たちは反対でありました。

でも、そのとき小泉総理が言ったのは、自衛隊が行くところは、戦地ではありません。

そういう意味では、専守防衛という憲法第9条があるからこそ、日本の自衛隊が、外国の人を一人も殺すことがない、また、自衛隊の一人の戦死者も生まれなかったという歴史が、戦後70年の歴史ではないでしょうか。

そういう意味で、専守防衛というのは、そうした国民世論の気持ちを代弁して、この専守防衛という方法が私は生み出されているのではないかと。

だからこそ、6月4日、衆議院の憲法審査会の中で、私はびっくりしました。

自民党の推薦を得たハセベ教授、あるいは民主党の推薦を受けたコバヤシ教授が、この二人とも、紛れもなく憲法改正論者であります。

しかしこうしたお二人の学者の先生が、憲法学者が、この安倍内閣が今提案している、この安保法制については、まさに違憲だと。

それは、どうしてか、専守防衛を乗り越えている。

コバヤシ教授は、声高らかに申されております。

私は、この専守防衛に徹する観点から、安倍政権が進める集団的自衛権は、容認できないというのは、これは保守を表明する、学者の皆さんにとっても、やっぱり避けて通れない、これまで憲法学者の皆さんたちでも、この専守防衛で、自衛隊という日本の武力ではない、憲法9条のいわゆる、第2項に該当しないということで、進められてきた。

だからこそ、この専守防衛というのは、そうした観点だということをここに書かせていただいております。

2点目の切迫しているという問題につきましては、私は、まさにここは、国会ではありませんが、そうした、お互いの認識も含めて、私はここでこういう議論することは大いに重要だと考えております。

提案されてる質疑に関して、答弁を掲げております。

私は、この武雄市議会として、今の安倍政権の進めている安保法制につきまして、そういう立場で、慎重審議を求める、そうした、世論の形成として、意見として踏まえて提案することも、非常に重要ではないかと。

切迫している蓋然性の問題につきましては、それぞれの議員として認識をお持ちだと思います。

私はそれに、私の意見を答えるというわけにはいきませんが、そうした認識を共有しながら、政府に対して、意見を申し述べていきませんか、と、お願いする次第であります。

3つ目の、世論調査の件につきましては、各紙、あるいはテレビ局によって、いくらかの違いはあります。

しかし、相対として、慎重審議を求める、その声は、8割近くこえている。

それを確信を持って言えます。

以上です。

議長／20番 牟田議員

牟田議員／専守防衛とは、軍事力を持って、敵を退けると明確にあります。

そのへんまで容認されてこれが出されたと理解している。

軍事力という言葉があります。

次ですけど、先ほどおっしゃった、アンケート、アンケートというのは、明確に反対する、そしてわからないと、ほとんど、明確反対するというのが3割超えたことはありません。

賛成するが3割超えたことは何度もあります。

その辺を再度伺います。

われわれ議員も民意をきちんと伝えないといけない。

1割の意見でも、1割の意見ですと出さないといけない。

3割の意見を8割の意見として出せない。

ですからこの点を再度確認して、私はこれで結構です。

議長／質問の内容が似通っていますが、明確に、簡潔に答弁をお願いします。

23 番 江原議員

江原議員／マスコミの世論調査につきましては、8割を超えているということを、文言に入れさせております。

さきほど申したように、あとだって、資料を提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長／専守防衛については。

23 番 江原議員

江原議員／専守防衛につきまして、牟田議員のほうから中身のことについて、意見、質問されましたが、私は専守防衛というのは、先ほど言いましたように、自衛権と絡み合わせまして、いわゆる自衛権というのは、外国から攻められたときに、自国を守ると、それはいろんな方法論としてあります。

ただ、牟田議員が言っている、軍事力の問題につきまして、軍隊の問題といわれていますが、日本は憲法9条を持っている国です。

だからこそ、そうした国民のあらゆる、自衛権というのは、あらゆることを想定していると思いますので、それに含むかどうかにつきましては、私は専守防衛がそういうことを含んでいるということにつきまして、答弁する資料を持っていませんので、あとだって、お答えしたいと思います。

議長／21 番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／ちょっとお尋ねですけど、慎重審議を求める意見書ということで、全文に、慎重審議ということは、強行採決をするなという内容だと思います。

ということは、粛々と採決することはなんの問題もない意見書ではないでしょうか。

どうでしょうか。

議長／23 番 江原議員

江原議員／これまでの事例をとおして、ご存知かと思います。

やはり、憲法に関して、憲法 99 条は、総理大臣はじめ守っていくと、憲法尊重義務の必要なのです。

憲法 99 条のもとで規定されてます。

そういうもとで安保法制法律が成案をされております。

だからこそ、先ほど言いましたように、世論調査でも 8 割をこえている。

わたしは、今のきのうの国会周辺の状況もふまえて、やはり国民世論が 2 分されている。

その中で強行採決などせずに、慎重な審議をすることは政府にとっては、政治を司るものの第一の義務ではないかと、私は考えておりますので、粛々と採決をするということではないのかというご質問ですけれども、私は粛々と当然だと思います。

だけど、今の国会状況のもとで、私は、本当に、多くの皆さんが強行採決するなど、慎重な審議を求めると、この声はまさに 8 割をこえていると確信をしてこの意見書案を提案させていただいているので、ご理解の程よろしく願いいたします。

議長／ほかに質議ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、総務文教委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

おつかれさまでした。